

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和6年 4 月 1日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	・障害者自立支援の各種給付ファイル ・障害者自立支援の各種給付(高額)ファイル ・自立支援医療費(更生)ファイル ・自立支援医療費(育成)ファイル ・自立支援医療費(精神)ファイル ・障がい者生活支援ファイル ・障害児通所ファイル ・障害児通所(高額)ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	福祉部 障がい政策課 担当 認定給付・指導係 電話番号 (3579) 2392
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	障がい者自立支援に関する業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法等に基づき、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」（障害者総合支援法第一条）ため行っている。 障がい者自立支援業務にかかる受給者の台帳及び給付情報等を適切に管理するため、障がい者自立支援システム（主管課個別システム）にて個人情報ファイルを保管している。
記 録 項 目	別紙 1 のとおり
記 録 範 囲	障がい者自立支援にかかる申請書を提出した者及び世帯員、保護者（保存年限である直近 5 年度分及び現年度分）
記 録 情 報 の 収 集 方 法	収集の相手方:障がい者自立支援にかかる申請書を提出した本人、東京都国民健康保険連合会、障がいサービス事業者、他自治体等 収集の手段:窓口申請（紙）、郵送申請（紙）、国保連伝送、障がいサービス事業所からの電磁的記録による請求、他自治体等への情報照会

要配慮個人情報が含まれるときは、旨	☒ 含む（上記記録項目の番号 No. 23～No. 25、 No. 29～No. 51） ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ あり（経常的提供先 東京都国民健康保険団体連合会） ☐ なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☐ あり（他の法令の規定 ☒ なし	
個人情報情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間		
備 考	業務の名称	障がい者自立支援に関する業務
	ファイルに 記録される 本人の数	約 76,000人
	その他	